



信金中央金庫

SCB SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所

ニュース&トピックス No. 2023-5

(2023. 4. 11)

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048  
URL <https://www.scbri.jp> e-mail : [s1000790@FaceToFace.ne.jp](mailto:s1000790@FaceToFace.ne.jp)

## 積極的な開示が求められているサステナビリティ情報

わらしな  
薫品 和寿

### ポイント

- 金融庁は、2023年1月31日に、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表した。「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」とともに、具体的な改正の内容や「記述情報の開示に関する原則（別添）-サステナビリティ情報の開示について-」が示されている。本改正後の規定は、2023年3月期決算企業の有価証券報告書等から適用となる。
- KPMGジャパンは、2023年4月5日に、現状の企業におけるサステナビリティ情報の開示状況を概観した「日本の企業報告に関する調査 2022」を公表した。本報告書では、情報開示にあたって、経営に責任を有する者の視点から、投資家等のステークホルダーに対して、企業価値の創造に向けたストーリーを伝えることを提言している。
- 2023年6月以降、サステナビリティ情報の開示の実態が明らかになっていき、各社の情報開示のあり方が比較される中で、試行錯誤を重ねながら、望ましい開示実務が確立していくことが期待されよう。

### 1. 社会的要請の高まるサステナビリティ情報の開示

金融庁は、2023年1月31日に、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表した<sup>1</sup>。「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（以下、「パブコメ回答」という。）とともに、具体的な改正の内容や「記述情報の開示に関する原則（別添）-サステナビリティ情報の開示について-」（以下、「開示の原則」という。）が示されている。本改正後の規定は、2023年3月31日以後に終了する事業年度にかかる有価証券報告書等から適用される。すなわち、2023年3月期決算企業の有価証券報告書等から適用となる。なお、コーポレートガバナンスに関する開示についても改正されたが、本稿では、サステナビリティに関する企業の取組みの開示に関する改正に焦点をあてて紹介する。

本改正では、有価証券報告書等に、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され（図表1）、以下のとおり、「ガバナンス」および「リスク管理」については必須記載事項とし、「戦略」および「指標及び目標」については重要性に応じて記載が求められている。

#### 記述情報の開示に関する原則

##### ○サステナビリティに関する考え方及び取組

（考え方）

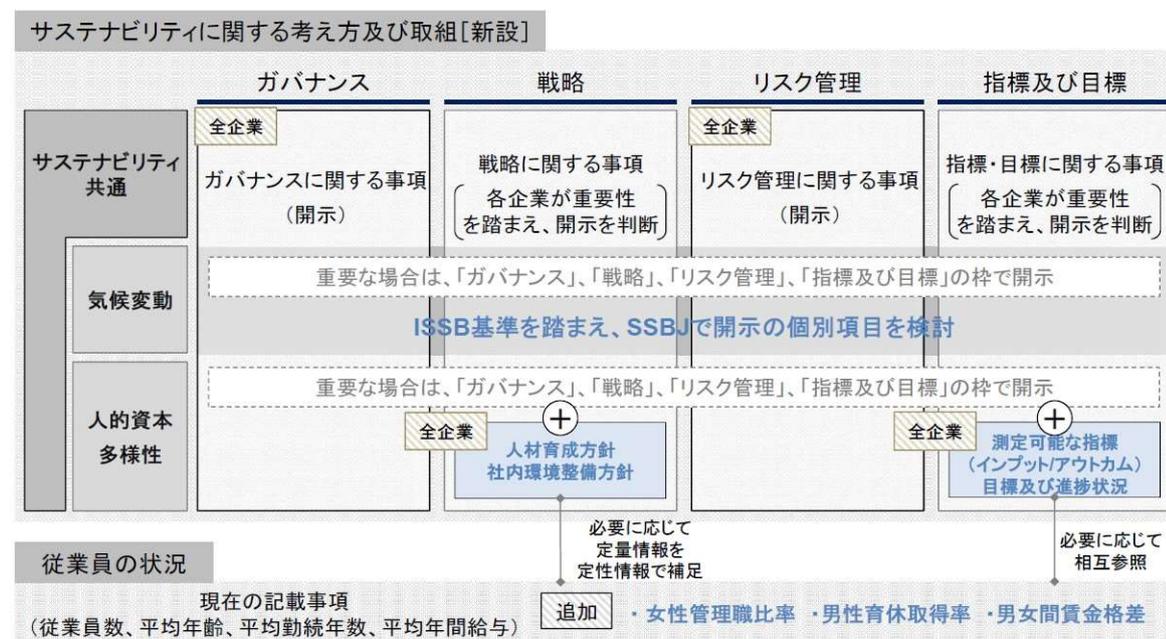
- サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項に

<sup>1</sup> 金融庁ホームページ(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>)を参照

ついて、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するものである。

- 「ガバナンス」と「リスク管理」は、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、すべての企業が開示することが求められる。
- 「戦略」と「指標及び目標」は、開示が望ましいものの、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示することが求められる。

(図表 1) サステナビリティ開示の概観



(出所)「記載情報の開示の好事例集 2022」

「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの構成要素に基づく開示については、コメント回答 No. 83 のとおり、具体的な記載方法についての詳細な規定がない中で、「現時点では、構成要素それぞれの項目立てをせず、一体として記載する」、「投資家が理解しやすいよう、4つの構成要素のどれについての記載なのかがわかるようにすることも有用」と考えられている。また、「開示の原則」では、以下の内容が示されている。

- 「戦略」と「指標及び目標」について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示が期待されること
- 気候変動対応が重要である場合、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであり、GHG排出量について、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、Scope 1・Scope 2のGHG排出量については、積極的な開示が期待されること
- 「女性管理職比率」等の多様性に関する指標について、連結グループにおける会社ごとの指標の記載に加えて、連結ベースの開示に努めるべきであること

将来情報の記載については、コメント回答 No. 214～217 のとおり、「事後に事情が変化した場合において虚偽記載の責任が問われることを懸念して企業の開示姿勢が委縮することは好ましくない」との考え方を踏まえ、「有価証券報告書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない」ことが明確化された。また、「例えば、社内で合理的な根拠

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

に基づく適切な検討を行った場合、その旨と、有価証券届出書に記載した将来情報に関する検討過程として、前提とされた事実、仮定及びこれらを基に将来情報を導いた論理的な過程（推論過程）の概要について、わかりやすく記載していただくことを想定していることが明記されていることから、投資家目線からみた重要な将来情報を合理的な根拠に基づかずに記載しなかった場合等には、虚偽記載の責任を負う可能性があるといえよう。

なお、**図表 1**のとおり、人的資本、多様性に関する開示については、人材育成方針や社内環境整備方針、当該方針に関する測定可能な指標の内容等を必須記載事項として、サステナビリティ情報の「記載欄」の「戦略」と「指標及び目標」における記載が求められている。

現時点では、わが国におけるサステナビリティ情報の開示基準は定められていないことから、各企業は、コメント回答や「開示の原則」、「記述情報の開示の好事例集 2022」等を参考に、自社の取組状況に応じて記載していくことになるだろう。また、コメント回答 No. 168 は、「細かな記載事項は規定せず、各企業の現在の取組状況に応じて柔軟に記載できるような枠組みとしております」と明記している。したがって、投資家等のステークホルダーにとっての分かりやすさの観点から、各企業には、創意工夫した開示が求められているといえよう。

なお、コメント回答 No. 88～96 のとおり、開示の原則は、今後、国内外の動向を踏まえつつ、改訂を行うことが想定されている。

## 2. KPMG「日本の企業報告に関する調査 2022」からみるサステナビリティ情報の開示状況

現状の企業におけるサステナビリティ情報の開示状況を概観するため、以下では、KPMG ジャパンが 2023 年 4 月 5 日に公表した「日本の企業報告に関する調査 2022<sup>2</sup>」を紹介する。

本調査は、日経 225 構成銘柄 225 社<sup>3</sup>の統合報告書、有価証券報告書およびサステナビリティ報告書を対象としている。また、調査領域では、コア調査として「マテリアリティ」と「報告の高度化に向けた取組み」、トピック調査として「気候変動関連情報」および「人的資本・多様性」に焦点が当てられている。

企業経営において短・中長期の視点で何が重要な課題であるかを示すマテリアリティの記載について、統合報告書では 195 社（87%）、サステナビリティ報告書では 201 社（89%）が提示し、財務報告が主目的の有価証券報告書でも 96 社（43%）となった。企業が重要であると判断した内容については、「気候変動」や「人的資本の維持・活用」を中心に多岐にわたる事象が含まれている

（**図表 2**）。また、マテリアリティについて関連する指標を用いて目標や実績を示す企業の割合は、統合報告書とサステナビリティ報告書において高いことも示された<sup>4</sup>。マテリアリティやマテリアリティ評価の結果と戦略との関連性等を示す報告書が増加する一方、マテリアリティやマテリアリティに基づく戦略等と役員報酬との関連付けを説明する企業が必ずしも多くない<sup>5</sup>等、本報告書は、開示内容に企業価値の創造に向けたストーリー性が欠けていることを指摘している。

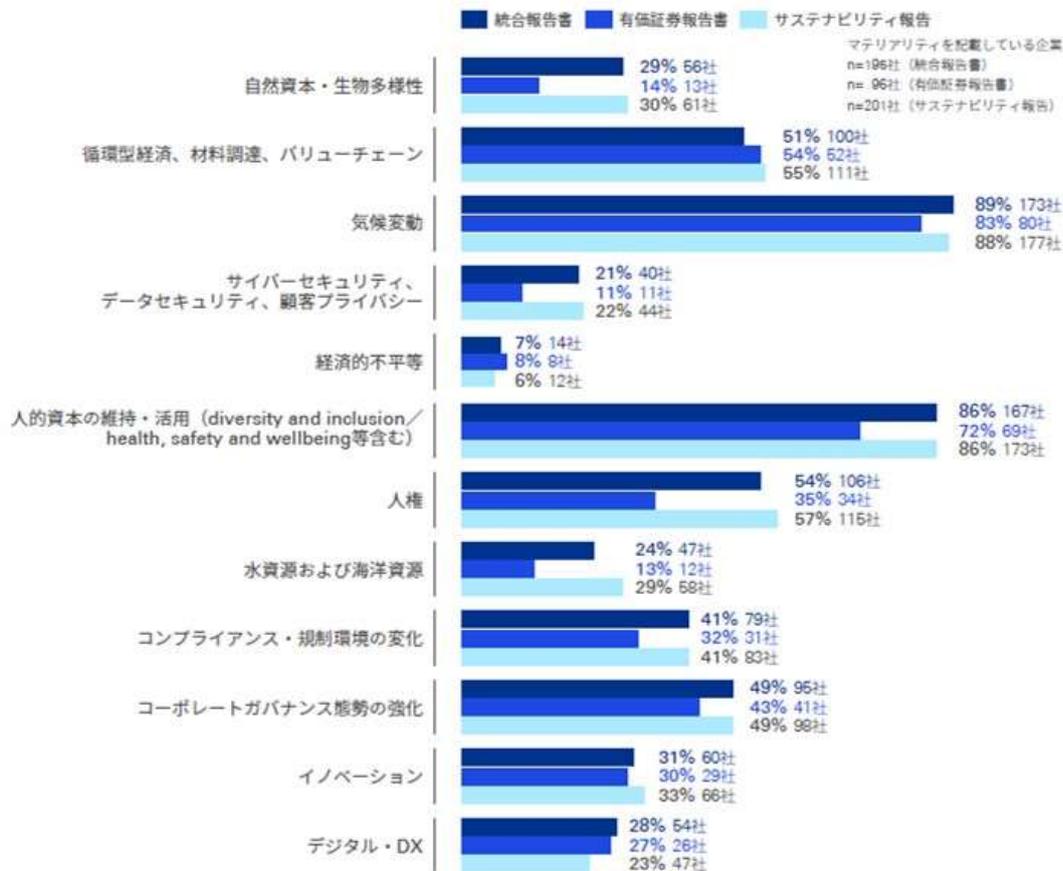
<sup>2</sup> KPMGジャパンのホームページ(<https://kpmg.com/jp/ja/home/media/press-releases/2023/04/integrated-reporting-survey2022.html>)を参照

<sup>3</sup> 「国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト 2022 年版」で公表されている企業の報告書を対象としている。

<sup>4</sup> マテリアリティと関連性のある指標を用いて目標を記載（気候変動関連以外を含む）する企業は、統合報告書で 145 社（74%）、サステナビリティ報告書で 147 社（73%）、有価証券報告書では 24 社（25%）である。また、実績を記載（同）する企業は、統合報告書で 137 社（70%）、サステナビリティ報告書で 135 社（67%）、有価証券報告書では 10 社（10%）である。

<sup>5</sup> マテリアリティやマテリアリティに基づく戦略等と役員報酬との関連付けについて記載する企業は、統合報告書で 44 社（23%）、有価証券報告書で 23 社（24%）、サステナビリティ報告書で 33 社（16%）にとどまっている。

(図表2) マテリアルだと判断された事象



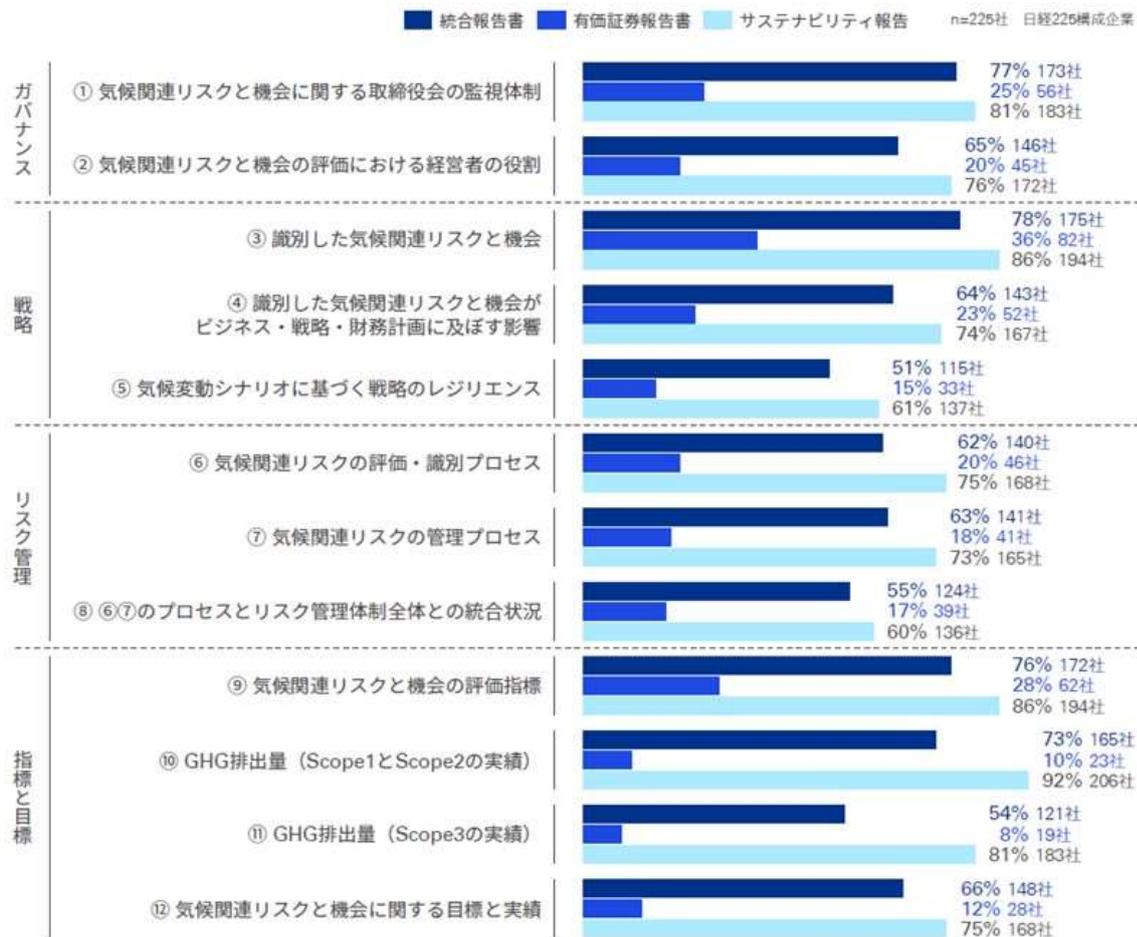
(出所) KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査 2022」図1-2

統合報告書およびサステナビリティ報告書の発行時期について、「決算月の6か月後」が最も多く、有価証券報告書の提出期限である「決算月の3か月後」に発行している企業はわずかにとどまった<sup>6</sup>。また、サステナビリティ情報関連の内部統制については、統合報告書で13社(6%)、サステナビリティ報告書では19社(8%)であり、有価証券報告書に至っては6社(3%)にとどまっている。これらを受けて、内閣府令の一部改正でサステナビリティ情報の開示が一部義務化されたことを踏まえ、本報告書は、企業に対して、サステナビリティ情報の開示に必要な情報の収集や集計にかかる業務フローの見直しや内部統制の構築等、開示の早期化に向けた取組みの推進を提案している。

そのほか、「気候変動関連情報」の開示では、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に沿った開示は増加するものの、有価証券報告書におけるGHG(温室効果ガス)排出量の開示には消極的であることが指摘されている(図表3)。一方、内閣府令の一部改正で人材育成方針や社内環境整備方針等の開示が義務化された人的資本について、その方針を記載している企業は、統合報告書およびサステナビリティ報告書でそれぞれ176社(78%)に上り、有価証券報告書では70社(31%)となっている。また、人的資本に関する目標やモニタリングすべき指標の説明をしている企業は、統合報告書で148社(84%)、サステナビリティ報告書で141社(80%)に上り、有価証券報告書では27社(39%)である。本報告書は、人的資本に対する投資家等の関心が高まる中で、人的資本への投資や人材戦略等に関する経営者の考えをストーリーで語ることを提案している。

<sup>6</sup> 統合報告書では2社(1%)、サステナビリティ報告書では8社(7%)にとどまった。

(図表3) TCFD提言に沿った開示の状況



(出所) KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査 2022」 図3-3

### 3. 適切なサステナビリティ情報の開示に向けて

金融庁は、2023年1月31日に、内閣府令の一部改正と同時に、「記述情報の開示の好事例集 2022」を公表した。サステナビリティ情報の開示基準は定まっていないため、企業には、「独自性」や「創意工夫」等が求められる中、この好事例集は大変参考になるだろう。2023年6月以降、サステナビリティ情報の開示の実態が明らかになっていき、各社の情報開示のあり方が比較される中で、試行錯誤を重ねながら、望ましい開示実務が確立していくことが期待されよう。

ステークホルダーには、投資家に限らず、社員や取引先、ひいては就職を検討する学生等も含まれる。上場企業を中心にサステナビリティ情報の開示が進んでいく中で、“比較される”という観点から、社員や新卒・中途採用希望者あるいは取引先からのサステナビリティ情報への関心はますます高まっていくことから、今後、非上場企業であってもサステナビリティ情報を積極的に開示していくことが求められよう。

以上

#### <参考文献>

- ・ 金融庁(2023年1月31日)「記述情報の開示に関する原則(別添)ーサステナビリティ情報の開示についてー」
- ・ 金融庁(2023年1月31日)「「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」
- ・ 金融庁(2023年1月31日)「記述情報の開示の好事例集 2022」
- ・ KPMGサステナブルバリューサービス・ジャパン(2023年4月)「日本の企業報告に関する調査 2022」

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。